



企業年金基金規約変更公告

電子情報技術産業企業年金基金規約の一部変更があったので、確定給付企業年金法第11条に基づき、電子情報技術産業企業年金基金規約第5条の規定により、次のように公告する。

- 1、
 - ・ 新たにリスク対応掛金の拠出を行う規定の変更
 - ・ 他制度掛金相当額を定める規定の追加

2、適用年月日

令和 6 年 4 月 1 日

3、所轄厚生局認可申請年月日

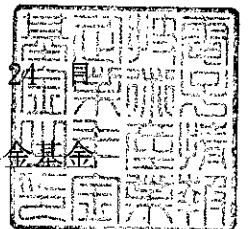
令和 6 年 1 月 31 日

4、厚生労働書認可申請年月日

令和 6 年 5 月 2 日

令和 6 年 5 月 24

電子情報技術産業企業年金基金



電子情報技術産業企業年金基金規約の一部を変更する規約

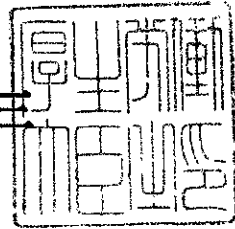
電子情報技術産業企業年金基金規約の一部を、別添の新旧対照条文のとおり変更する。

厚生労働省発年0502第JK号

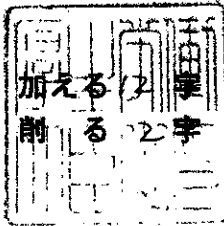
この規約の一部変更を認可する。

令和6年5月2日

厚生労働大臣 武見敬三



電子情報技術産業企業年金基金規約
新旧対照条文

新	旧
<p>第1条～第69条 (略)</p> <p><u>(確定給付企業年金の掛金相当額)</u> 第69条の2 加入者に係る確定拠出年金法 施行令(平成13年政令第248号)第1 1条第2号に規定する他制度掛金相当額は、 月額2,000円とする。</p> <p>(特別掛金) 第70条 掛金のうち、特別掛金の額は零と する。</p> <p><u>(リスク対応掛金)</u> 第70条の2 掛金のうち、リスク対応掛金 の額は、リスク対応額を令和6年4月から 9年で拠出するため、900円に毎月末日 現在における加入者の数を乗じて得た額と する。 2 前項のリスク対応額は、1,851,2 01,000円とする。</p> <p>第71条～第119条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u> <u>認可の日から施行し、</u> 第1条 この規約は、令和6年4月1日から 適用 施行する。ただし、第69条の2の規定は、 令和6年12月1日から施行する。</p> <p><u>(掛金に関する経過措置)</u> 第2条 令和6年3月以前の月に係る掛金に ついては、なお従前の例による。</p>	<p>第1条～第69条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(特別掛金) 第70条 掛金のうち、特別掛金の額は、過 去勤務債務の額を平成30年4月から6年 1月で償却するため、2,000円に毎月 末日現在における加入者の数を乗じて得た 額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第71条～第119条 (略)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>